

公共工事に係る暴力団等排除連絡会設置要綱

(目的)

第1条 暴力団、総会屋、社会運動等標榜ゴロといった反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)が、暴力行為等の違法、不当な手段を用いて行う公共工事への介入(以下「公共工事介入暴力行為等」という。)を排除するとともに、暴力団等の不当な要求に対して組織的に対応することにより、公共工事の適正な履行を確保することを目的として、関係機関・関係団体の緊密な連携の下、公共工事に係る暴力団等排除連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会は、別表1の関係機関・関係団体により構成し、会長、会長代理及び委員をもって組織する。

2 会長は埼玉県総務部契約局長の職にある者をもって充て、会長代理は埼玉県総務部入札審査課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 会長は、必要に応じて連絡会の会議を招集して、その議長となる。

2 連絡会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 連絡会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が不在のとき、又は会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

5 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公共工事介入暴力行為等に係る事例の報告・検討

(2) 暴力団等の実態及び資金獲得活動、公共工事参入に関する一般的情報の交換

(3) 公共工事介入暴力行為等に対する効果的な対策の検討・策定

(4) 公共工事介入暴力行為等の事案発生時の対策の検討・策定

(5) その他連絡会の目的を遂行するために必要と認められる事項

(部会)

第5条 連絡会の目的を円滑に遂行するため、部会を置き、連絡会から付議された事項について審議するものとする。

2 部会は、別表2の関係機関・関係団体により構成し、部会長、部会長代理及び部会員をもって組織する。

3 部会長は埼玉県総務部入札審査課長の職にある者をもって充て、部会長代理は埼玉県総務部入札課長の職にある者をもって充てる。

4 部会の会議については、第3条の規定を準用する。

(地域連絡会)

第6条 地域における公共工事介入暴力行為等の事例に係る情報交換及び実態に即した対策を迅速かつ的確に展開するための活動組織として、連絡会の所轄の下に、県土整備事務所単位に地域連絡会を設ける。

2 地域連絡会は、別表3の関係機関により構成し、会長、会長代理及び会員をもって組織する。

3 地域連絡会には各県土整備事務所管内の市町村の参加を認めることができる。

この場合において、市町村の参加の形態は、各地域連絡会の定めるところによる。

4 会長は当該県土整備事務所長の職にある者をもって充て、会長代理は会長があらかじめ指定した者をもって充てる。

5 各地域連絡会の顧問として、当該区域内に管轄区域を有する各警察署の署長をもって充てる。

6 地域連絡会の会議については、前条第4項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 連絡会及び部会の庶務は、埼玉県総務部入札審査課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

<別表1>

公共工事に係る暴力団等排除連絡会の構成

関係機関・関係団体	構成
埼玉県	総務部契約局長（会長） 総務部入札審査課長（会長代理） 農林部副部長 県土整備部副部長（2） 都市整備部副部長 企業局水道部長 下水道局参事兼下水道事業課長 教育局教育総務部副部長兼総務課長
埼玉県警察本部	刑事部組織犯罪対策局長
埼玉弁護士会	民事介入暴力対策委員会委員長
市町村関係	市長会事務局長 町村会常勤理事兼事務局長
（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	専務理事兼事務局長

<別表2>

公共工事に係る暴力団等排除部会の構成

関係機関・関係団体	構成
埼玉県	総務部入札審査課長（部会長） 総務部入札課長（部会長代理） 農林部農村整備課長 県土整備部県土整備政策課長 県土整備部建設管理課長 県土整備部さいたま県土整備事務所長 都市整備部都市整備政策課長 都市整備部営繕課長 都市整備部設備課長 企業局財務課長 企業局水道管理課長 下水道局下水道管理課長 教育局教育総務部財務課長
埼玉県警察本部	刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長
埼玉弁護士会	民事介入暴力対策委員会事務局長
市町村関係	市長会事務局次長 町村会次長
（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	事務局次長

< 別表 3 >

公共工事に係る暴力団等排除地域連絡会の構成

関係機関・関係団体	構成
埼玉県	県土整備事務所長（地域連絡会会長） 県土整備部関係地域機関の長 農林部関係地域機関の長 都市整備部関係地域機関の長 企業局関係地域機関の長 下水道局関係地域機関の長
埼玉県警察本部	〔顧問〕 警察署長（県土整備事務所管内）
市町村	県土整備事務所管内市町村